

承認第 3 号の資料

「寒河江市都市計画税条例の一部を改正する条例」の改正要旨

税目	条 項	条 例 見 出 し	改 正 要 旨	改 正 前	改 正 後
都 市 計 画 税	附則第 3 項	法附則第 1 5 条第 3 8 項の条例で定める割合	法律改正による項ずれの改正	第 3 8 項	第 3 7 項
	附則第 4 項第 1 号	改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告	個人番号及び法人番号の引用規定の追加		規定の整備
	附則第 1 2 項	都市計画税に関する読替規定	法律改正による項ずれの改正		項繰上げ